

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

与論町は鹿児島県の最南端に位置し、亜熱帯海洋性の温暖な気候の町である。古くから沖縄との交流が盛んであり、現在も鹿児島県でありながら琉球文化の影響を色濃く残している。一島一町の島で人口約5千人の小規模自治体であり、人口推移は減少傾向にある。今後も少子高齢化が進むことが予測されている。

本町の産業は古くより農業や漁業などの一次産業が中心であったが、昭和50年代より空前の観光ブームが起こり、ピーク時には15万人もの観光客が本町を訪れるようになったため、観光業などのサービス業が発達し、商工業も主要産業へと成長を遂げた。しかし、近年では観光ニーズの多様化に伴い、観光客数は減少傾向にある。現在の観光客数はピーク時の半分以下である7万人にまで減少している。観光業の衰退と共に中小企業数は減少傾向にあり、現状を放置すると人口減少がますます加速し、本町を支えている産業基盤が失われかねない状況にある。

このような中、町内中小企業の生産性の抜本的な向上により、人口減少による労働力不足の解決や後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていこうとする取り組みを支援していくことは、喫緊の課題である。

(2) 目標

導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促し、設備投資が活発な自治体となり経済基盤の強化及び継続的な発展を図る。これを実現する目標として計画期間中に5件の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

与論町では、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

与論町の産業は、農水産業、製造業、卸売業、小売業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が本町の経済、雇用を支えているため、これらの業種で広く中小企業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

与論町の産業は、町の中心部、周辺部の市街地、島中全域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

与論町の産業は、農水産業、製造業、卸売業、小売業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が本町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対処うとする業種・事業は、全業種・全事業とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の基本期間は国が同意した日から5年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は3年間、4年間、5年間のいずれかとする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 人員削減を目的とした先端設備等導入計画は認定の対象としない。

(2) 公序良俗に反する取り組みを行う中小企業者、反社会的勢力との関係が認められる中小企業者については対象としない。